平成３０年（フ）第２４５号
相模原市中央区横山４丁目23番３号　アルデールマンション502、住民票上の住所大阪府門真市東田町24番５号
破産者　中村由美子
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０７号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1038号宮本方、前住所兵庫県芦屋市若葉町４番１―523号
破産者　赤坂　德子
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１１８号
兵庫県西宮市東山台２丁目６番地　218号棟301号
破産者　浦澤　裕之
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２０号
兵庫県芦屋市岩園町10番16―504号
破産者　野中　美篤（旧姓吉原）
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１３５号
兵庫県西宮市甲子園春風町５番33―405号
破産者　工藤　孝美
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１３７号
兵庫県尼崎市大庄中通２丁目54番地　フュテュール尼崎101号、前住所大阪府堺市堺区出島海岸通３丁２番５号
破産者　豊島あき子（旧姓石田・吉田）
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４２号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番21―307号、前住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番22―513号
破産者　植松　　栄
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４３号
兵庫県芦屋市大東町９番１―217号
破産者　奥　　優佳
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１５１号
兵庫県西宮市若草町１丁目11番８―101号
破産者　大塚　弘子（旧姓村中）
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１５６号
兵庫県尼崎市立花町３丁目34番15―301号
破産者　山口由紀子
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１７２号
兵庫県西宮市甲子園二番町１番17―405号
破産者　前中　　均
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２９年（再イ）第６０号
東京都八王子市片倉町1190番地４
再生債務者　南　　太樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年２月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月21日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（再イ）第８６５号
東京都杉並区上高井戸１―14―６―205
再生債務者　高橋　玄光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第３号
千葉県香取市佐原イ1556番地４
再生債務者　渡邉　　勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月21日　千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（再イ）第９０２号
東京都板橋区徳丸１―16―７―307
再生債務者　磯部　祐貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第７５５号
東京都東村山市秋津町４―16―277　231
再生債務者　鳴海　　光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再イ）第１号
千葉県東金市関下350番地31
再生債務者　竹井登喜代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月19日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（再イ）第８号
大分県速見郡日出町大字豊岡641番地22
再生債務者　伊串　正道
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月21日
大分地方裁判所杵築支部再生係

平成２９年（再イ）第６号
北海道標津郡中標津町東21条南８丁目20―103（住民票上の住所札幌市東区北12条東２丁目４番18―101号）
再生債務者　鈴木　洋志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月20日
釧路地方裁判所根室支部再生係

平成３０年（再イ）第１１号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目８番24号
再生債務者　畔上　正見
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月21日
さいたま地方裁判所第３民事部